

中央市修繕契約約款

(総則)

- 第1条 契約担当者（以下「発注者」という。）及び請負者（以下「受注者」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別冊の修繕仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の修繕（以下「修繕」という。）を契約書記載の契約期間（以下「契約期間」という。）内に完了するものとし、発注者は、その修繕料を支払うものとする。
- 3 この契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 4 修繕を完成させるために必要な一切の手段については、この約款及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 12 発注者が、第7条に規定する担当者を定めたときは、この契約の履行に関し、

受注者から発注者に提出する書類(修繕関係者に関する措置請求、請求書を除く。)は担当者を経由するものとする。

13 前項の書類は、担当者に提出された日に発注者に提出されたものと見なす。
(修繕料内訳書及び修繕計画書)

第2条 受注者は、発注者の請求があった場合は、本契約締結後10日以内に、修繕料内訳書を作成し発注者に提出しなければならない。なお修繕料内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

2 受注者は、発注者の請求があった場合は、仕様書等に従い、修繕の実施に先立って修繕計画書を作成し、発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。
(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第4条 受注者は、修繕の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(請負者の通知義務)

第4条の2 受注者は、この契約の履行につき、修繕の全部又は主体的部分以外の部分を第三者に委任し、請け負わせたときは、発注者に通知をしなければならない。

(特許権等の使用)

第5条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(使用人に関する受注者の責任)

第6条 受注者は、修繕の実施につき用いた使用人による作業上の行為においては、

一切の責任を負う。

- 2 受注者は、法令で資格の定めのある修繕に従事させる受注者の使用人については、その氏名及び資格について発注者に通知し、その承諾を受けなければならない。また、使用人を変更したときも同様とする。
- 3 受注者は、これら以外の使用人については、発注者の請求があるときは、その氏名を発注者に通知しなければならない。

(担当者)

第7条 発注者は、この契約の履行に関し、発注者の指定する職員(以下「担当者」という。)を定めたときは、その氏名を受注者に通知するものとする。また、担当者を変更したときも同様とする。

- 2 担当者は、この契約書の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行について受注者又は受注者の修繕責任者に対する指示、承諾及び協議

(2) この契約書及び仕様書等の記載内容に関する受注者の確認又は質問に対する回答

(3) 修繕の進捗状況の確認及び履行状況の監督

(修繕に関する責任者)

第8条 受注者は、発注者の請求があった場合は、契約を履行するに当たって修繕に関する責任者(以下「修繕責任者」という。)を定め、その氏名を発注者に通知するものとする。また、修繕責任者を変更したときも同様とする。

- 2 修繕責任者は、この契約の履行に関し、修繕料の変更、契約期間の変更、修繕料の請求及び受領、修繕に係る関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

(修繕に係る関係者に関する措置請求)

第9条 発注者は、受注者が修繕に着手した後に受注者の修繕責任者又は使用人が契約の履行について著しく不相当であると認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを求めることができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項につい

て決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、担当者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを求めることができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(修繕の報告等)

第10条 受注者は、仕様書等に従い、発注者に対して修繕報告書を提出しなければならない。

2 発注者又は担当者は、前項の規定によるほか、必要と認めるときは、受注者に対して修繕の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。

(控室等)

第11条 発注者は、修繕の実施につき必要があると認める場合は、受注者に対して、控室、資機材置場等(以下「控室等」という。)を提供するよう努めるものとする。

2 受注者は、発注者から控室等の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。また、受注者は、これらを発注者に返還すべき時は、これらを原状に回復しなければならない。

(関連作業等を行う場合)

第12条 発注者は、受注者の修繕の履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ受注者に通知し、発注者と受注者が協力して当たるものとする。

(修繕内容の変更)

第13条 発注者は、必要があると認められるときは、修繕内容の変更を受注者に通知して、修繕内容を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約期間又は修繕料若しくは履行期限を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第13条の2 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(修繕の中止)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、修繕の中止内容を受注者に通知して、修繕の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により、修繕を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約期間又は契約金額若しくは履行期限を変更し、又は受注者が修繕の続行に備え、修繕の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約期間又は履行期限の変更方法)

第15条 契約期間又は履行期限(以下「契約期間等」という。)の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約期間等の変更事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(修繕料の変更方法等)

第16条 修繕料の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が修繕料の変更事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

(臨機の措置)

第17条 受注者は契約の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者と受注者が協議して臨機の措置を取らなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置を取らなければならない。

2 前項の場合においては、受注者はその取った措置の内容を遅滞なく発注者に通知しなければならない

3 発注者又は担当者は、事故防止その他特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を取ることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を取った場合において、当該措置の要した費用のうち、修繕料の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第18条 この契約を行うにつき生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第20条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第19条 修繕を行うについて第三者に損害を及ぼしたときは、受注者が、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、修繕に伴い通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち修繕を行うに当たり受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他契約の履行に当たり第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可効力による損害)

第20条 受注者は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、契約の履行が不可能となったときは、遅滞なく発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、直ちに確認を行い、受注者が明らかに

損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

(検査及び引渡し)

第21条 受注者は、修繕を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立ち会いの上、仕様書等に定めるところにより、修繕の完成を確認するための検査を完了させるとともに、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、修繕物件を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査に要する一切の費用は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって修繕の完成を確認した後、受注者が修繕物件の引渡しを申し出たときは、直ちに当該修繕物件の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の規定による申し出を行わないときは、当該修繕物件の引渡しを修繕料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、第2項の検査に合格しないときは、ただちに修補し検査員の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を修繕の完成と見なし、前各項の規定を適用する。

7 検査員は、第2項及び前項の検査を行うほか、修繕の中途において必要があると認められる場合には、修繕の状況の検査を行うことができる。この場合においては第2項後段及び第3項に規定を準用する。

(修繕料の支払い)

第22条 受注者は、前条の検査に合格したときは、修繕料の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に修繕料を受注者に支払わなければならない。

(前払金)

第23条 受注者は、発注者の承認を得た場合においては、保証事業会社と契約書記載の修繕完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、修繕料の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、修繕料が著しく増額された場合においては、その増額後の修繕料の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受注者は、修繕料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の修繕料の10分の5を超えるときは、修繕料が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本文に規定する期間内に第26条の規定による支払をしようとするときは、発注者はその支払額の中からその超過額を控除することができる。

5 前項に規定する期間内で前払金の超過額を返還する前に、修繕料を増額した場合において、増額後の修繕料が減額前の修繕料以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の修繕料が減額前の修繕料未満の額であり、かつ受領済みの前払金の額がその増額後の修繕料の10分の5の額を超えるときは、受注者は、その超過額を返還しなければならない。

6 前2項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、修繕料が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

7 発注者は、受注者が第4項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、その期間が経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(以下「財務大臣が定める率」という。)で計算した額の遅延利息の支払を請求

することができる。

(保証契約の変更)

第24条 受注者は、前条3項の規定により受領済みの前払金に追加して、更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に規定する場合のほか、修繕料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない契約期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用)

第25条 受注者は、前払金をこの修繕の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この修繕において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第26条 受注者は、発注者の承認を得た場合においては、修繕の完成前に、出来形部分並びに修繕現場に搬入済みの修繕材料及び製造工場等にある工場製品(仕様書等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する修繕料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、発注者が特別の理由があると認めた場合を除き、修繕着手後2月を経過するごとに1回を限度とし、3回を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は修繕現場に搬入済みの修繕材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、検査員をして、受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行わせるとともに、当該確認の結果を受注者に通知させなければならない。

この場合において、検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の修繕料相当額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が修繕責任者に第3項前段の規定による通知をさせた日から10日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者が通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の修繕料相当額 $\times (9/10 - \text{前払金額} / \text{修繕料})$

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「修繕料相当額から既に部分払の対象となった修繕料相当額を控除した額」とするものとする。

（第三者による代理受領）

第27条 受注者は、発注者の承諾を得て修繕料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人として場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払をしなければならない。

3 発注者が受注者の提出する支払請求書に受注者の代理人として明記されたものに修繕料の全部又は一部を支払ったときは、発注者はその責を免れる。

（修繕の履行責任）

第28条 発注者は、第21条に規定する検査において通常発見し得ない不完全履行で試験合格の日から1年以内に発見されたものについては、受注者に対して相当な期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

（発注者の契約解除権）

第29条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除す

ることができる。

(1) 正当な理由がなく契約上の修繕を履行せず、又は履行する見込がないと明らかに認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(3) 第4条又は第33条の規定に違反したとき。

(4) 第31条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により契約を解除された場合は、修繕料の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

第30条 発注者は、契約が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 発注者は、前条第1項及び第1項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の契約解除権)

第31条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第13条の規定により修繕の内容を変更したため、修繕料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が第33条の規定に違反したとき。

(3) 発注者が契約に違反し、それにより修繕を完了することが不可能となったとき。

2 第29条2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 発注者は、第1項の規定により契約が解除された場合において、これにより受注者が損失又は損害を受けたときは、保証又は賠償しなければならない。

(解除の効果)

第32条 受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第29

条第2項の検査合格部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、契約が解除された場合において、控室等に受注者が所有する機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、受注者は当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し立てることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第33条 発注者及び受注者は、契約の履行を通じて知り得た相手方の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない契約の履行に当たる受注者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責任を免れない。

(遅延利息の徴収)

第34条 受注者の責めに帰すべき理由により、受注者がこの契約に基づく損失補償金、損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで年3パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき理由により、発注者がこの約款に基づく第22条第2項の規定による修繕料又は損失補償金若しくは損害賠償金を指定の期間内に支払わ

ないときは、受注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日までこの契約の締結時における財務大臣が定める率で計算した遅延利息を請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第35条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から修繕料支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき修繕料及び受注者の契約保証金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

(談合その他不正行為による発注者の解除権)

第36条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却または訴却下の判決が確定したとき。

(3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

2 第29条第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(暴力団排除措置による発注者の解除権)

第37条 発注者は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与

している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務委託等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。)であると認められるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれにしたがわなかったとき。

2 第29条第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する

(情報通信の技術を利用する方法)

第38条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約外の事項)

第39条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。